

III. 整備・開発・保全の方針等

1 都市計画区域マスターplan

都市計画区域マスターplanは、都市計画法第6条の2において、都道府県に策定が義務付けられたもので、正式な名称は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」といいます。このplanは20年後の都市の姿を展望した上で、10年後の都市将来像を明らかにし、都市計画の目標や区域区分の決定の有無、主要な都市計画の決定方針を定めるものです。市町村マスターplanや都市計画区域について定められる都市計画は本方針に即したものでなければならないとされています。

また、群馬県が令和2年11月に改訂した都市計画区域マスターplanにおいては、本市の高崎・箕郷・榛名・吉井都市計画区域や、近隣の前橋・伊勢崎・藤岡都市計画区域等の計19箇所の都市計画区域を合わせた県央広域都市計画圏として定め、各市町村の枠組みを超えた広域的なまちづくりの方針を示していくこととなりました。

群馬県における計画等の位置づけ

ぐんま・県土整備plan(法定制度)

群馬県の将来の都市像を示す
(群馬県が策定)



都市計画区域マスターplan(法定制度)

県内の広域都市計画圏を4つに設定し
広域都市計画圏ごとに基本方針を示す
(群馬県が策定)



市町村マスターplan(法定制度)

市町村が行政区域内の都市計画区域ごとに
地域に密着した都市計画の基本方針を示す
(各市町村が策定)

2 市町村マスターplan

市町村マスターplanは、平成4年6月の都市計画法改正により、同法第18条の2において市町村に策定が義務付けられたもので、正式な名称は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」といいます。このplanは、市全体や各地域ごとの将来目標を定め、その実現のための道筋を示すもので、市町村が定める都市計画は、この基本方針に即したものでなければならないとされています。

本市は、平成18年及び平成21年の市町村合併により各地域のマスターplanを承継し、新しい高崎市都市計画マスターplanとして策定しています。

これまでの市町村マスターplan

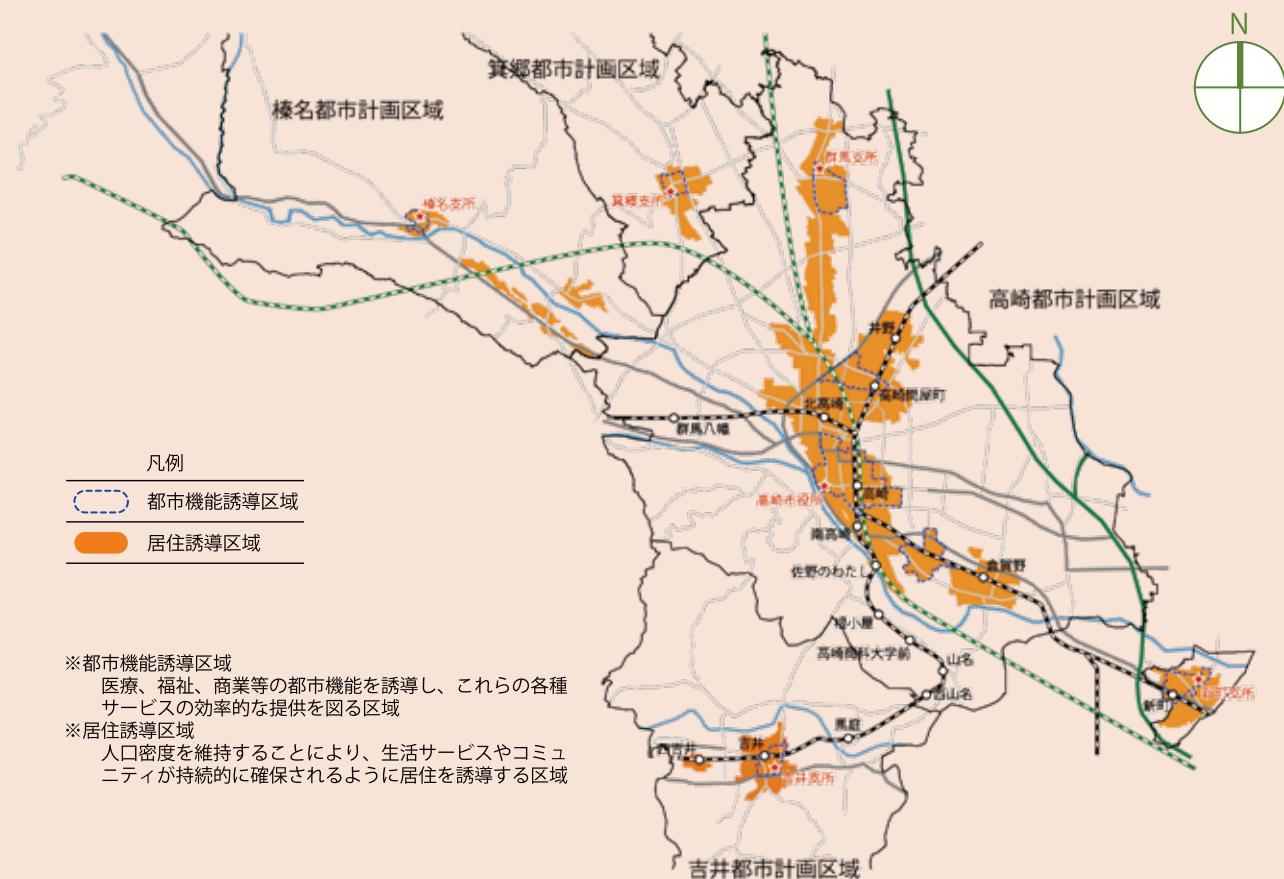
策定期	名称	地域等
平成10年3月	箕郷町都市計画マスターplan	旧箕郷町
平成10年3月	榛名町都市計画マスターplan	旧榛名町
平成10年3月	群馬町都市計画マスターplan	旧群馬町
平成11年3月	吉井町都市計画マスターplan	旧吉井町
平成11年11月	高崎市都市計画マスターplan	旧高崎市
平成21年5月	高崎市都市計画マスターplan	旧高崎市、旧群馬町、旧新町、旧箕郷町、旧榛名町、旧倉渕村
平成23年3月	高崎市都市計画マスターplan(現在)	上記の地域に旧吉井町を追加

3 立地適正化計画

立地適正化計画は、平成 26 年の都市再生特別措置法の改正により、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づいて、多様な分野の横断的観点から、居住や民間施設も含めた都市機能の立地誘導を図る制度として創設されました。

本市では、令和 2 年 3 月に「高崎市立地適正化計画」を策定し、本市の都市づくりの理念である「多核連携都市の形成」と、「いつまでも、ずっと暮らしたい高崎」の実現に向けた施策に取り組んでいます。

立地適正化計画誘導区域図

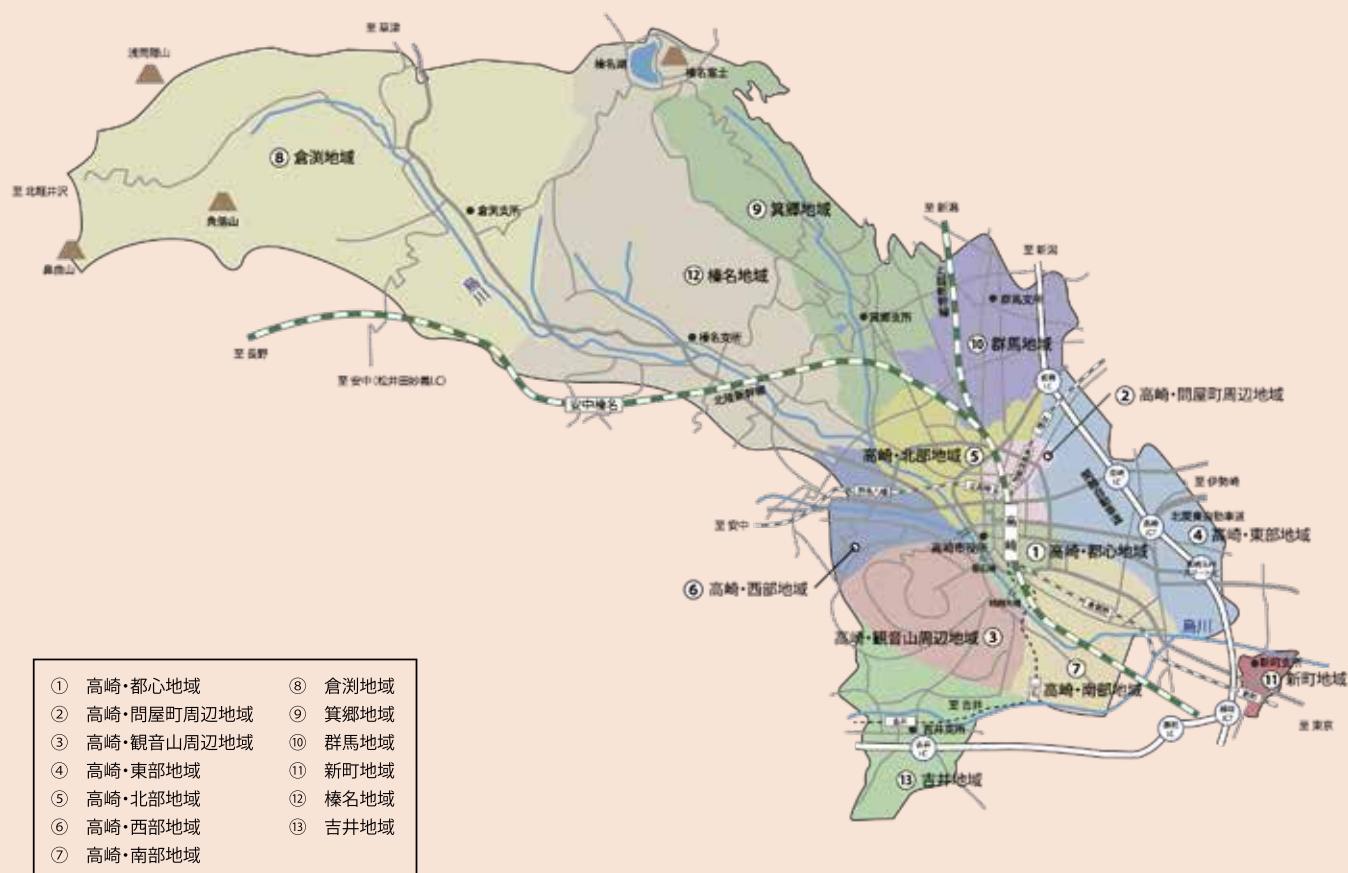


4 景観計画

本市では、平成5年に「高崎市都市景観条例」を制定、平成6年には「交流拠点都市たかさき 都市景観形成基本計画」を策定し、市民一人ひとりが親しみと愛着と誇りの持てる高崎市を次の世代に引き継いでいくことを目的として、景観行政を推進してきました。平成18年1月、景観法に基づく「景観行政団体」になった本市は、これまでの「高崎市都市景観条例」及び「交流拠点都市たかさき 都市景観形成基本計画」を見直し、平成21年4月に景観法に基づく景観計画の策定と、併せて景観条例の改正を行い、様々な施策を展開しています。

景観計画では、市内全域を景観計画区域と定めるとともに、それを13の地域に区分し地域ごとに景観形成の方針を定めています。

景観計画区域(市内全域)



5 緑の基本計画

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。本市が長期的な目標のもとに定める、緑とオープンスペースに関する計画です。本市は、平成11年度に高崎市緑の基本計画を策定し、長期的視野にたって将来確保すべき緑地の目標量を定め、系統的な緑地の配置計画など、緑化形成に関わる諸施策を実施してきましたが、平成17年度に中間目標年次の年を迎えることにより、平成21年3月に新たな緑の基本計画を策定しました。本計画は、本市の望ましい姿を定め、それを実現するための緑の保全、公園の整備、公共施設や民有地の緑化、緑化意識の普及啓発などの施策の方針を明らかにし、緑豊かなまちづくりを総合的・計画的に推進する指針とともに、市民・事業者・団体・市が連携・協働を図るうえでの共通の土台とするために策定しています。

本計画の計画期間はおおむね20年とし、目標年次を令和9年としています。

